不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

討論要旨　山下幹雄議員

不妊治療につきましては、菅内閣の看板施策となっている。本年 11 月 29 日、「不妊治療助成額引上げなど、具体的支援方針まとまる」厚生労働省が発表した。

不妊治療をめぐる具体的な支援策の方針を、厚生労働省がまとめた。このうち助成制度の拡充をめぐっては、治療１回当たりの助成額を 30 万円に引き上げるとともに、事実婚のカップルも対象とする方針。不妊治療をめぐっては、１回当たりの費用が数十万円以上かかることもあり、政府は負担軽減を図るため、２年後の令和４年度からの保険適用の拡大を目指すとともに、それが実現するまでの措置として、今年度中にも国の助成制度を拡充する方針と聞いている。

現在、最大６回までとしている回数制限については、子ども１人につき最大６回に緩和するほか、夫婦合わせた所得が 730 万円未満となっている今の所得制限も撤廃するとしている。事実婚のカップルについても、年金などほかの社会保障制度では法律上の夫婦と区別されていないことから、助成制度の対象とする方針だ。

さらに、厚生労働省は、保険適用の拡大や助成制度の拡充とは別に、新たな支援策も進めるとしている。このうち、仕事との両立を支援するための企業向けの対策では、治療を受けやすい環境を整える中小企業への助成金を創設するほか、治療のための休暇などの導入を支援する企業向けのセミナーを開催。ほかにも、若い世代のがん患者が将来子どもを授かる可能性を残すため、卵子や精子、受精卵の凍結保存なども、治療を受けるがん患者の費用負担を軽減することも盛り込まれた。

一方で、里親や特別養子縁組制度の関心を持ってもらうため、不妊治療を行う医療機関での情報提供も進めるとして、治療中の人を対象に、特別養子縁組制度などに関する意識調査を現在実行しています。多くの施策、大改善を進めている内容である。

この中、課題もあり、いろんな議論がされてきている。保険適用拡大により、国の保険組合の財政に与える影響も試算され自民党の議員連盟は、全面的な保険適用なら年間 1,120 億円の負担増になると試算、不妊治療を受けない人の税や保険料が増加するということも踏まえながら、国民の理解をしっかりいただいていくようしなければならないとの議論だ。こうしたことを勘案した中、確かに不妊で子どもを授かりたい、何とかそうした願いを持った多くの人たちがいらっしゃることはよくわかるが、政治の中でこうした税の配分、将来に向けての在り方等を考えていく部分もあると考え、今、この議会の一員として賛同することについてはためらい賛同できない。